

世田谷区

生活保護世帯から進学する 若者のための給付型奨学金

世田谷区では、生活保護世帯から大学などへの進学を
応援するために、返す必要のない奨学金を給付します。
詳しくは、裏面をご覧ください。



【担当】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 給付型奨学金担当

〒154-8504 世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟3階

電話番号：03-5432-2569

受付時間：（平日）8時30分～17時15分（祝・休日・年末年始除く）

区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/008/d00209523.html>



対象となる方

次の（１）～（７）すべてにあてはまる**学生**が対象です。

- （１）高校を卒業した年度の３月３１日時点で２８歳未満であり、**世田谷区から生活保護を受給していた**。
- （２）大学入学後、学生本人が生活保護を受給していない（世帯分離を含む）。
- （３）大学入学後も、**保護者が世田谷区から生活保護を受給している**。
- （４）学生本人または保護者のうち**１名以上が世田谷区民**である。
- （５）高校などを卒業した後、国の「高等教育の修学支援新制度（※）」の**対象となる学校に、３年以内に入学している（２浪まで）**。
- （６）留年していない（休学を除く）。
- （７）大学などに初めて入学する。

対象経費と給付額

次の（１）～（４）の経費のうち、**実際に支払う金額**を支給します。

経費	給付額	注意事項
（１）学費	上限：５０万円（年額）	
（２）教材費	実際に支払う金額	教科書、参考図書などの 学校から指定された教材 に限りです。
（３）パソコン本体代	上限：１０万円	初回申請時であって、学校から指定された場合 に限りです。
（４）通学交通費	上限：６か月通学定期代×２回分	

手続きの流れ ※**学生本人**が手続きしてください。

１ お申し込み

２ 結果のお知らせ
と振り込み

３ 報告書の提出

受付時期

現在、大学などに通っている学生は、今年度申し込みできます。

来年４月に大学に進学する学生のお申し込みは、令和７年４月になります。

詳しくは表面にある、区ホームページでお知らせします。

※「高等教育の修学支援新制度」とは

授業料・入学金の免除・減免や、返す必要のない奨学金を受けることができる国の制度もあります。詳しくは右にある二次元コードよりご確認ください。

